

福島県男女共生センター講師派遣等事業実施要綱

(目 的)

第1条 男女共生センター講師派遣等事業（以下「本事業」という。）は、男女共同参画に関する学習会や講演会等（以下「講演会等」という。）を実施する地方公共団体や民間団体等（以下「団体等」という。）に対してセンター職員を講師として派遣またはセンター職員を除く外部講師の情報を提供することにより、団体等の自主的な取組を促進し、もって県民一人一人の男女共同参画に関する意識の醸成や福島県における男女共同参画に関する取組の普及啓発を図り、地域の男女共同参画社会の形成を推進することを目的とする。

(対 象)

第2条 本事業は次に掲げるテーマのいずれかに該当する取組を対象とした講師派遣または講師の情報を提供する。

- (1) 男女共同参画の基礎に関すること
- (2) ワーク・ライフ・バランスに関すること
- (3) 復興・防災と男女共同参画
- (4) その他男女共同参画に関すること

ただし、政治活動、宗教活動及び営利活動を目的とする事業の場合を除く。

(申 請)

第3条 講師の派遣を受けようとする団体等は福島県男女共生センター講師派遣申請書（様式第1号-1）により、講師情報の提供を受けようとする団体等は福島県男女共生センター講師情報提供申請書（様式第1号-2）により福島県男女共生センター館長に申請する。

(通 知)

第4条 福島県男女共生センター館長は、前条による申請内容が適当と認められる場合には、申請者に対して、福島県男女共生センター講師派遣決定通知書（様式第2号-1）または福島県男女共生センター講師情報提供様式（様式第2号-2）により通知する。

(経 費)

第5条 講師の派遣にかかる経費の負担については別途協議とする。なお、講師情報の提供に係る経費の負担は無償とする。

(実績報告)

第6条 講師の派遣を受けた団体等は、講演会等の事業終了後、速やかに福島県男女共生センター講師派遣実績報告書（様式第3号）により福島県男女共生センター館長に報告する。なお、講師情報の提供に伴う実績報告は要しない。

附 則

この要綱は、平成29年4月20日から施行する。